

3月28日(土)・29日(日) 役場窓口を開設します

町では、転入・転出など住民異動の多い時期に合わせ土・日の休日に窓口を開設します。「平日は仕事や学業のため、住民異動の手続きなどをするのが難しい」という方は、この機会にぜひご利用ください。

また、普段、役場や金融機関に行くことがむづかしい方のために、町税などが納付できるよう収納窓口も開設します。

開設日時 3月28日(土)・29日(日)

8:30~17:15 ※12:00~13:00除く

場 所 役場 ※寄出張所は開設しません

取扱業務 住民票の異動(転入・転出など)に伴う手続き



町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、上下水道使用料の収納業務

担当窓口

〈町民課〉 住民票の異動(転入・転出など)、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍の写しの発行など

〈税務課〉 所得証明書、納税証明書、原動機付自転車に関する手続きなど

〈子育て健康課〉 児童手当、小児医療証交付など

〈福祉課〉 介護保険、障害者手帳の申請など

〈教育課〉 児童生徒の転入転出手続き

〈環境上下水道課〉 給水装置使用開始(中止)届など

問合せ 町民課 窓口サービス係 Tel:83-1225

障害のある方のための相談室

対象者 身体、知的、精神に障害のある方(児童を含む)
※対象者の家族などからの相談もお受けします

日 時 4月3日(金) 14:00~16:00

場 所 役場 4階 4B会議室

費 用 等 無料 ※予約の必要はありません

相談員 「自立サポートセンタースマイル」の専門相談員が相談をお受けします。

問合せ 福祉課 福祉推進係 Tel:83-1226

※相談室は、毎月1回開催します(日程は「おしらせ号」に掲載します)

バドミントン交流会参加者募集

日 時 4月5日(日) 12:30(開会式)~17:00



場 所 町体育館

対象者 小学生以上(初心者歓迎)

参 加 費 高校生以上300円(シャトル代、保険料)

※小、中学生無料

主 催 町体育協会バドミントン部

申込み・問合せ 町体育協会 Tel/FAX:83-6600

※当日参加可能

平成27年3月15日発行
広報まつだ

おしらせ号

編集/発行 政策推進課
〒258-8585 松田町松田惣領 2037番地 Tel 83-1222
ホームページアドレス <http://town.matsuda.kanagawa.jp/>

平成27年度 就園料補助金申請の受付

対象 町内在住で、保育所や幼稚園に在園するお子さんを養育し、次の①~④のいずれかに該当する方

- ①児童扶養手当受給資格に該当するひとり親家庭の父もしくは母
- ②児童扶養手当受給資格に該当する扶養義務者
- ③前年度分町民税非課税世帯
- ④生活保護世帯



内容 対象となる保護者に保育料の一部を補助します。

補助額は、負担する月額保育料によって変わります。

※補助限度額 年額 24,000円

申請方法 在園している保育園や幼稚園の証明が必要ですので、事前に子育て健康課まで申請書を取りに来てください。

申請期限 4月20日(月)

申請・問合せ 子育て健康課 子育て支援係 Tel:84-5544

チャイルドシート購入補助制度

対象 町に住民登録・外国人登録があり、6歳未満のお子さんを養育し、国土交通省認定のチャイルドシート(中古品は除く)を購入した方。ただし、申請は子ども1人につき1回限りです。



補助金額 購入金額の2分の1(100円未満切捨て)

上限 5,000円

申請方法 領収書、取り扱い説明書、印鑑(シャチハタ・ゴム印以外のもの)、通帳・キャッシュカードなど口座番号が分かるものを持参のうえ、子育て健康課にある申請書を提出してください。

申請・問合せ 子育て健康課 子育て支援係 Tel:84-5544

路面の凍結に注意

降雪時や路面凍結時に車を運転する方は、速度を十分に落とし、必要に応じタイヤチェーンや冬用タイヤ(スタッドレスなど)を使用するなど、安全運転を心掛けてください。



問合せ まちづくり課 整備係 Tel:84-1332

障害のある方へ

「福祉タクシー券」「自動車燃料費助成」が 4月から切り替わります



【福祉タクシー券】

助成内容 重度の障害児者がタクシーを利用する際、町が費用の一部(初乗り運賃分)を助成することで、外出支援をすすめています。

- 腎臓機能障害で人工透析を受けている方 48枚/年(4枚×12カ月)
- 上記以外 24枚/年(2枚×12カ月)

対象者 町内在住の方で次のいずれかに該当する方(施設入所の方や自動車燃料費の助成受給者は利用できません)

- 身体障害者手帳を所持し、下肢・体幹・視覚・内部に係る障害の程度が1・2級の方
- 療育手帳Aを所持している方

申請方法 3月25日(水)以降に福祉課へ次のものを持参してください。

- 身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳(上記対象者の要件が分かる手帳)
- 印鑑

○前年度分未使用の券(引き続き助成を希望する場合)

【自動車燃料費助成】

助成内容 在宅重度身体障害者が自ら運転する場合に、町がその燃料費の一部を助成することにより、社会参加の促進を図ります。

- 腎臓機能障害で人工透析を受けている方 2,000円/月
- 上記以外 1,500円/月

対象者 町内在住の方で、本人または同居する家族が所有する自家用車を自ら運転し、次に該当する方(福祉タクシー助成の助成受給者は利用できません)。

- 身体障害者手帳を所持し、下肢・体幹・視覚・内部に係る障害の程度が1・2級の方

申請方法 3月25日(水)以降に福祉課へ次のものを持参してください。

- 身体障害者手帳
- 印鑑

○運転免許証

○車検証(自家用車であることを確認するため)

○通帳・キャッシュカードなど口座番号が分かるもの(振込先を確認するため)

問合せ 福祉課 福祉推進係 Tel:83-1226



【予約制】無料法律相談

予約制 相談を希望される方は、予約をお願いします。

相談日時 4月7日(火) 9:15~11:45

場所 役場 3階 会議室

定員 6人(先着順)

相談員 牧浦 義孝 弁護士

申込期間 3月25日(水)~4月6日(月)

8:30~17:15 ※土、日、祝日を除く

申し込み・問合せ 総務課 庶務係 Tel:83-1221

